

女性の人権をめぐる「いま」～新型コロナウイルスの影響～

日本国憲法では、性別により差別されないと明記されており、法制上も男女雇用機会均等法等によって、差別の禁止や機会の均等が規定されています。また平成11(1999)年に、男女共同参画社会に向けて「男女共同参画社会基本法」が施行され、基本理念や方向性が示されました。

■世界と比較した日本の男女格差

令和3(2021)年3月、独立・非営利団体である世界経済フォーラムが世界各国の男女格差を指数化した「ジェンダー*ギャップ指数」を公表しました。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野の男女格差を順位付けしたもので、日本の総合スコアは、156ヶ国中120位となっており、大きな男女格差が見られます。

※ジェンダー(gender):社会的・文化的に形成された性差

順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	-
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米 国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	-
87	ベトナム	0.701	0.700	-
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

出典：内閣府男女共同参画局HPより抜粋

■新型コロナウイルスで顕在化した女性の人権問題

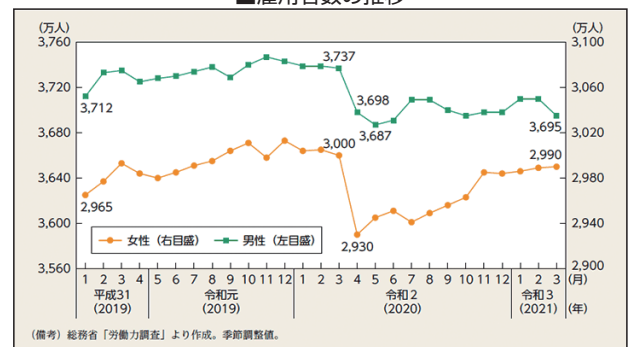
人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「性別役割分担意識」は、様々な場面で男女差別を生む原因となっています。また新型コロナウイルスの影響により、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化してこなかった女性の人権をめぐる様々な課題が顕在化しています。

女性の人権問題の現状やその背景を知ること、私たちに何ができるのか考えていきましょう。

(1)雇用情勢への影響

「令和3年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、就業者数は、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が発出された令和2(2020)年4月に前月と比べて大幅に減少しており、男性は39万人減、女性は70万人減と女性の減少幅が大きくなっています。これは非正規雇用者を中心に雇用情勢が急速に悪化したことが背景にあり、特に女性の多くが非正規雇用者であることが要因だと考えられています。

■雇用者数の推移



出典：令和3年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局HPより抜粋)

(2)自殺の増加や暴力にさらされる人が増加

コロナ禍は、非正規雇用率の高い女性の雇用不安や経済的困窮をもたらしました。この影響は令和2(2020)年の女性自殺者が前年より935人(15.4%)増加していることにも表れています。またひとり親にあっては、直近1ヶ月に必要とする食料が買えないことが「あった」ひとり親が35.6%いるという報告もあります。(「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」独立行政法人労働政策研究・研修機構)

生活面では、外出自粛や在宅勤務の増加等によって、令和2

(2020)年度の全国のDV相談件数は前年度より1.6倍増加しており、女性への暴力の増加や深刻化が懸念されています。また子どもや要介護者のいる家庭では、女性の家事や育児、介護等の負担感が増加しています。

(3)性別による格差や差別のない社会へ

「2019年度男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に「反対」が59.8%と増加傾向にあり、性別役割分担意識は変わってきています。しかし、未だに35%が「賛成」であるなど、性別役割分担意識が根強く残っていると云えます。

このように女性は、性別役割分担意識や、働く場・家庭生活・地域社会におけるジェンダー格差を生み出す構造から、社会的に不利な立場に立たされやすく、コロナ禍でもその影響を大きく受けている現状があるため、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け施策を推進する必要があります。